

## 日本集中治療医学会主催

# “終末期医療における臨床倫理問題に関する教育講座”

## 開催のご案内と受講者募集

### 講座の詳細について

講座開催の趣旨：

医療技術の長足の進歩や、個人の価値観の変化、家族構成の変化等、医療を取り巻く諸環境は、近年、大きく変化しています。こうした中、今日、医療現場においては、いわゆる臨床倫理に関する問題が多数発生するようになっていきます。

このことは、集中治療の領域においても同様であり、特に集中治療における終末期医療については、その進め方が患者の生命の長短にも影響するため、医療を進めるにあたり、いっそう正確な倫理的・法的判断が求められます。そこで、日本集中治療医学会は、下記の内容で、「終末期医療における臨床倫理問題に関する教育講座」を実施することとしました。本講座では、医学・法学・倫理学の専門家により、基礎理論の解説を行うとともに、近年、日本でも取り組みが始まった臨床倫理コンサルテーションの内容・方法等について解説します。

なお、本講座は後述するように種々のテーマを4回に分けて開催し、各回、受講者を募集いたします。今回は第4回の受講者の募集を開始いたします。第3回のお申込みも継続しております。

#### 1. 開催日

第1回：2012年4月7日(土) 9:30～16:30←終了しました。

第2回：2012年4月8日(日) 9:30～16:40←終了しました。

**第3回：2012年10月13日(土)9:30～16:40 ※申し込みを継続しています。**

**第4回：2012年10月14日(日)9:30～16:40 ※申し込みを開始いたします。**

※各回とも9:00 受付を開始いたします。

※申し込みは、この案内5ページの参加申し込みフォームよりお願いいたします。

#### 2. 会場

東京医科歯科大学医学部附属病院(〒113-8519 東京都文京区湯島1-5-45)

医学新棟5階 症例検討室

休日ですので、御茶ノ水・新御茶ノ水駅から病院内の建物に入り、1階タクシー乗り場・外来駐車場の脇を通り、休日外来(救急外来)から病院内に入ってください。まっすぐ直進し、左に曲がり、さらに左側のエレベーターで5階まで昇っていただきます。

工事期間中のため、病院への入り口が変更になっている場合がありますのでご注意ください。



3. 募集: 各回 100 名
4. 対象: 日本集中治療医学会会員およびその他、医療者
5. 参加費: 会員: 8,000 円、非会員 10,000 円 (テキスト代、消費税込み)
6. その他: 昼食の用意はございません。会場内での飲食はできませんが、院内 16 階にレストランがございます。
7. 講師: 敬称略  
 本会倫理委員会委員  
 甲斐克則(早稲田大学大学院法務研究科)  
 児玉 聡(東京大学大学院医学系研究科)  
 前田正一(慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科)  
 丸山英二(神戸大学大学院法学研究科・法学部)

8. プログラム:

テーマ	担当者	概要
第一回 (4月7日)		
問題の所在の確認 - 終末期医療に関する 刑事裁判事例の分析を 通して (9:30 - 10:55)	前田正一	終末期医療(治療行為の差し控え・中止)の適否が刑事裁判の中で争われたケースが、わが国では、二事案(四判決)存在する。本講義では、事案の内容と裁判所の考え方を分析・紹介しつつ、終末期医療における倫理的・法的問題の所在を確認する。
集中治療における終末期医療の実際 - 医療従事者が対応に苦慮する事例	会員(倫理委員会委員)	集中治療の現場で患者が終末期状態に陥った場合でも、患者の病態等はさまざまである。本講義では、倫理的・法的問題に関して、現場の医療従事者が、どのような対応をし、また、対応に際してどのような点に苦慮しているか、その実状を解説する。

(11:10 - 12:10)		
法と倫理 (13:10 - 14:35)	前田正一 児玉聡	「法（法律）」や「倫理」という用語はしばしば使用されるが、その性格等については、具体的に理解されていないことが多い。また、法律上の責任についても、その種別（民事・刑事・行政・組織上の責任）や性格等について同様のことが言える。本講義では、法（法律）とは何か、倫理とは何か、といった点や、法（法律）と倫理の相違等について解説する。
医療倫理の四原則（自律尊重、善行、無危害、正義） (14:50 - 16:15)	児玉聡	どの領域においても、一定の行為をなすにあたり、遵守すべき基本的な原則がある。同様に、臨床倫理の領域においても、遵守すべき基本的な原則がある。それは、自律尊重原則、善行原則、無危害原則、正義原則の四つからなる、いわゆる「医療倫理の四原則」といわれるものである。本講義では、これらの原則の内容と、各原則が末期医療のあり方の検討にどのように関係するかについて解説する。
第二回（4月8日）		
インフォームド・コンセント（1） - 原則とその歴史 (9:30 - 10:55)	前田正一	終末期医療（継続、差し控え・中止）は、インフォームド・コンセントの原則に基づき行うことが基本となる。本講義では、インフォームド・コンセントの総論として、原則の歴史を解説し、その意義を確認する。
インフォームド・コンセント（2） - 説明・理解・同意の各要件 (11:10 - 12:35)	前田正一	インフォームド・コンセントが成立したといえるためには、行った医療行為が、その要件を満たしていなければならない。本講義では、成立要件（判断能力、説明、理解、同意）について概説したあと、説明、理解、同意の各要件について解説する。また、このこととの関係で、「あうんの呼吸に基づく終末期医療」の問題点を解説する。
インフォームド・コンセント（3） - 判断能力とその判定  インフォームド・コンセント（4） - 判断能力がない場合の対応 - 患者の意思の推定と代諾 (13:35 - 15:00)	丸山英二	インフォームド・コンセントの成立要件（判断能力、説明、理解、同意）のうち、同意の要件について解説する。その際、同意能力（判断能力）の定義や、その判定基準について、諸外国の議論も踏まえて、解説する。  終末期医療の現場では、患者には意識がないか、意識があっても判断能力がない場合がほとんどである。このため、インフォームド・コンセントとの関係で、患者の意思の「推定」や「代諾」の許容性の問題が生じる。本講義では、「推定」と「代諾」につき、その内容と、それぞれの許容性の問題について解説する。また、推定の問題との関係では、リビングウィル（書面）がない場合の対応や、リビングウィル（書面）がある場合でもその取り扱いが問題となる。また、代諾の問題との関係では、代諾者の範囲、選定の問題などが問題となる。このため、これらの点について解説する。
インフォームド・コンセント - （5）適応除外 (15:15 - 16:40)	丸山英二	あらゆる場合にインフォームド・コンセントが必要であるわけではない。たとえば、緊急事態等においては、医療機関は、患者からインフォームド・コンセントを得ることなく医療を進めることができる。本講義では、末期医療との関係で、インフォームド・コンセントを得ることが免除される場合について解説する。
テーマ	担当者	概要

第三回 (10月13日)		
「治療義務の限界」論 (9:30 - 10:55)	甲斐克則	終末期医療においても、医学的な判断に基づき治療行為の差し控え・中止が認められる場合がある。本講義では、いわゆる「治療義務の限界」論について理論的解説を行うとともに、①治療義務が限界に達しているケース、②判断が難しいケース、③治療義務が限界に達していないケースについて具体例を示し、それらが、①～③のどれに該当するかを解説する。
終末期医療の差し控えと中止の区別 (11:10 - 12:35)	甲斐克則	終末期医療における治療行為の差し控えと中止については、前者は許されるが後者は許されないという議論が行われることがある。倫理的・法的には、二つの行為に違いがあるのか、関連する日本と欧米での議論について解説する。
小児医療における治療行為の差し控え・中止 (13:35 - 15:00)	甲斐克則	終末期医療における倫理的・法的問題は、成人の患者についてのみ発生するわけではない。本講義では、患者が小児の場合を対象として、治療行為の差し控え・中止に関する両親の意向の取り扱いなど、小児終末期医療に特有の倫理的・法的問題について解説する。
小児集中治療における終末期医療の実際 - 医療従事者が対応に苦慮する事例 (15:15 - 16:40)	会員 (倫理委員会委員)	上記のように、小児患者の終末期医療においては、両親等の意向の取り扱いなど、小児終末期医療に特有の倫理的・法的問題がある。本講義では、これらの倫理的・法的問題に関して、現場の医療従事者が、どのような対応をし、また、対応に際してどのような点に苦慮しているか、その実状を解説する。
第四回 (10月14日)		
日本集中治療医学会による勧告、および厚生労働省ほか関係諸団体によるガイドライン (9:30 - 10:55)	学会倫理委員会	本学会は、平成18年、「集中治療における重症患者の末期医療のあり方についての勧告」を策定した。また、近年では、厚生労働省をはじめ、関係諸団体から、終末期医療の進め方に関するガイドラインが出されている。本講義では、これらの内容と、それぞれの相違点を解説する。
臨床倫理コンサルテーション (11:10 - 12:35)	前田正一	アメリカの医療機関は、早い時期より、専門家による臨床倫理コンサルテーションの制度を院内に整備してきた。本講義では、「臨床倫理コンサルテーションとは何か」といった点や臨床倫理コンサルテーションの形式・方法について解説する。また、臨床倫理コンサルテーションは、通常、倫理委員会や倫理コンサルタントによって行われるが、これらの利点・欠点や、双方の関係についても解説する。
臨床倫理の症例検討法 - 四分割表 (13:35 - 15:00)	児玉聡	臨床倫理コンサルテーションの現場等で、臨床倫理問題の検討を行う際、問題点を的確に整理・把握するために、しばしば、医学的適応 (Medical Indications)、患者の意向 (Patient Preferences)、QOL (Quality of Life)、周囲の状況 (Contextual Features) から構成される、いわゆる「四分割表」が使用される。本講義では、四分割表の紹介をするとともに、具体事例をもとに、四分割表の使用方法を解説する。
チーム医療及び医療従事者・患者関係 (15:15 - 16:40)	会員 (倫理委員会委員)	関連する刑事裁判例や報道事案を見ると、医師が独断で医療方針を決定していた点など、チーム医療の欠如や、医療従事者と患者 (家族) とのコミュニケーションの欠如が問題になっていることがわかる。(そのような状況のなか)、上記のガイドラインでは、終末期医療におけるチーム医療の重要性が明記された。本講義では、この点に関し、チーム医療や、患者 (家族) 支援体制の整備など、医療従事者・患者関係 (に関する諸理論) について解説する。

## 平成 24 年 日本集中治療医学会主催 第 3・4 回“終末期医療における臨床倫理問題に関する教育講座”申込要領

### <申込期間・申込方法について>

(1) 受講申し込みは、先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切ります。

(2) 申し込み締め切り: 9 月 30 日(日)

(3) 参加申込はインターネットのみで受け付けます。

●開催回ごと、各自一名で申してください

●申し込みフォームより、下記の必要事項を入力してください。

1)氏名 2)フリカナ 3)職種 4)学会員の有無 5)10桁の会員番号(当学会員の方)

6)勤務先名と所属部署名 7)勤務先住所 8)連絡先電話番号 9)E-mailアドレス

※E-mail メールアドレスの間違いによって、申し込み後に自動返信されるメールやその他のご連絡が出来ない場合がございます。お間違いのないようお願いいたします。

●参加申込はこちらから→[第3回参加申込フォーム](#)

[第4回参加申込フォーム](#)

(5) 受講者決定と受講料振込について

申し込み受理後、受講決定者に対してのみ返信メールをお送りします。返信メールには振込先・振り込み期限が記載されております。各回の受講料(8千円・1万円)は必ず期限日までに納入してください。

※郵送での受講決定通知は致しませんので、ご注意ください。

※やむ終えない事情で期限日までに振り込みが確認出来ない場合は、下記の問合先にご一報ください。

(6) 教育講座当日は、受付に銀行の振込控えを提示してください。

### <申し込み後のキャンセル・変更について>

(1) 参加費は一度お振り込みされると、理由の如何にかかわらず返金出来ませんのでご注意ください。

(2) 申し込み後のキャンセルは一切受け付けておりません。

(3) 受講者の変更は E-mail メールにて、下記の問合先までご連絡ください。(但し、参加費は返金できません。)

※受講申し込み後に届く返信メールは、送信専用ですので、返信いただいてもお返事ができませんことをご留意ください。

#### 【問合先】

一般法人 日本集中治療医学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-32-6 ハイウ`本郷 3F

E-mail : [office@jsicm.org](mailto:office@jsicm.org)

### <参加証・修了証について>

各回の講座に参加された方には、参加証を発行いたします。第 1 回～第 4 回すべてに参加された方は、受講修了証を発行いたします。